

第1表

東久留米市教育委員会殿

学校名 東久留米市立南中学校
校長名 小川 高 弘 印

平成30年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

広い視野と豊かな創造力・表現力を身に付けるとともに、豊かな人間性や社会性を培い、国際社会に生きる自覚をもち、平和で民主的な社会の形成に貢献しようとする、誠実で実行力のある日本人の育成を目指す。また、創意工夫を生かした教育を行い、特色ある学校づくりを進めるため、次の目標を掲げて実践する。

- | | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 1 愛 | 「愛」の心を育てよう | 3 自主性 | 「自主性」を伸ばそう |
| ◎2 勉学 | 「勉学」に励もう | 4 健康 | 「健康」を育もう |

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア グローバル社会で活躍できる人間の育成

米国の学校との直接交流を通して相手の意図・考え方を的確に理解し、世界各国の人々と臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を身に付ける教育を推進する。

イ オリンピック・パラリンピック教育の充実

将来国際社会で活躍する日本人を育てるために、「南中オリンピック・パラリンピック教育プログラム」を各教科等で確実に実施する。

ウ 確かな学力の定着

思考のベースとなる基礎学力と教養を確実に身に付けさせる。その上で、教科の学習や朝学習の「書く力」で自分の考えを「まとめる・広げる・深める」力を育成させたりして、思考力・判断力・表現力を高めていく。学力調査等の結果を踏まえて、課題を分析した「授業改善推進プラン」を各教科ごとに作成し、改善を進める。そして、進学実績を上げていく。

エ いじめの未然防止

「東久留米市いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」（改訂版）を作成し、実践していく。

オ 不登校への対応

「不登校0（ゼロ）」の学校を目指し、生徒が自分も友達も大切にし、共に学び合えるよう、学力向上指導員等を活用した別室指導や多様な学びの機会を設定し、組織的に指導する。

カ 教員の授業力向上

全ての教員が、「新学習指導要領」の確実な理解に努め、市内授業改善研究会等を通して、授業改善に取り組む。

キ 個に応じた指導・特別支援教育の充実

特別支援教育コーディネーターを中心にした週一回の校内特別支援委員会で、支援が必要な生徒の指導方針を決定し、SC、SSWや関係機関の協力の下、個に応じた指導体制を確立して対応していく。

ク 新学習指導要領に基づく教育活動の充実

各教科等において、身に付けた知識及び技能を活用したり、見方・考え方を働かせたりしながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組む。

ケ 道徳教育の充実

「心の教育」を全教育活動の柱とし、社会の一員として人権尊重の理念及び法やルール意義を理解させ、生徒一人一人が、思いやりのある豊かな心を持ち、主体的に判断し適切に行動できる態度を育成するために、学校、家庭及び地域と連携した道徳教育の充実を図る。

コ 安全教育の推進

生徒が健康で安全な生活を送り、自ら危険を回避する態度や能力を身に付けるために消防署や防災まちづくりの会の協力による「合同防災訓練」や「セーフティ教室」及び「薬物乱用防止教室」「SOSの出し方に関する教育」等を確実に実施する。また、「東京防災」を活用して自然災害に備えた知識や技能を身に付け、社会参画や社会貢献の意識を高める。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- 生徒一人一人の個性や能力を伸ばす指導を目指し、生徒の発達段階に配慮しながら基礎的・基本的な内容を身に付けさせる。また、好奇心や探究心、論理的な思考力・判断力を養い、自分の考えを表現できる能力を育成する。
- (7) 生徒の学習意欲を高めるため、興味・関心を引き出す「分かる授業」を展開する。さらに、生徒による授業評価アンケートを実施し、「生徒の学力向上を図るための調査」等の結果を踏まえ、課題を整理して、「授業改善推進プラン」を教科ごとに作成し、指導内容や指導方法の工夫と改善を進める。
- (8) 効果的な指導を行うため、生徒の実態にあった年間指導計画を作成するとともに、評価計画と評価規準を明確にし、指導と評価の一体化を進める。
- (9) 授業時数の十分な確保を図る。
- (10) 基礎的・基本的な内容の定着を図るために、「東京ベーシック・ドリル」を必要に応じて、朝学習や授業で活用していく。
- (11) 数学においては、「東京方式習熟度別ガイドライン」を踏まえ、各学年を複数グループに分けて習熟度別授業を実施する。生徒一人一人に習熟の程度に応じたきめ細かい指導を展開し、学力の向上を図る。
- (12) 英語においては、国際社会を理解し、かつ、実践的な聞くこと、読むこと、話すこと、書くことなどのコミュニケーション能力を育成するため、ALTを活用した授業を行う。
- (13) 保健体育科、技術・家庭科においては、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導を適切に行うよう努める。
- (14) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用した情報教育を進めることはもとより、今日の情報化社会に対応するため、情報活用能力、情報モラルの醸成に努める。
- (15) 各教科において、言語に対する関心や理解を深めさせるために言語活動を充実させ、各教員が言語に対する意識をもって、授業実践を行う。また、国語力を高めるために、学力向上指導員を利用した朝学習での取組や各教科等で「書く力」を高める指導を実施する。
- (16) 「東京方式 1 単位時間の授業スタイル」リーフレットを活用し、1 単位時間の授業スタイルの視点を持ち、授業の充実を図る。

イ 道徳

- (7) 生徒一人一人が「愛」の心を基調として、人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を身に付けるために、道徳教育推進教師を中心として、道徳科を要とした全教育活動を通じた道徳教育を推進し、道徳性を養う。
- (8) 人権尊重の精神を養い、生命の尊さと他への感謝や思いやりの心を育み、互いに友情を高め合う人間関係を育てるとともに、生命のみならず、物も含めて自然や環境を大切にできる心を育成する。
- (9) 道徳科を中心として、様々な価値観を身に付けさせ、人権感覚を磨きながら人間としての生き方の基調となる道徳性を養う。
- (10) 道徳授業地区公開講座の実施や地域の人材活用等、家庭・地域社会と連携して、道徳教育推進教師を中心とした道徳教育を進める。また、ボランティア活動や体験活動を通して積極的に社会に貢献しようとする態度を身に付けさせる。
- (11) 平和的な国際社会の実現を目指して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓き、国際社会において、自らの役割と責任を果たせる国際人を育成する。
- (12) 「特別の教科 道徳」の授業を11回実施して、「考え、議論する道徳」を浸透させていく。

ウ 総合的な学習の時間

- 体験学習を柱とする「生き方の学習」を計画的に進め、3年間を見通した実践を行い、自己の能力や適性を発見させる。また、基礎学力充実の時間を設定し、国際理解、日本の伝統・文化、環境についての学習を深める。
- (7) 1 年生は職業調べ、2 年生は職場体験学習を通して、勤労の喜びや尊さを実感させるとともに地域人材の活用を進める。また、身近な大人から学ぶ機会を設定することにより、望ましい勤労観、職業観の育成を図る。
- (8) 年間指導計画に基づき、「読書週間」の期間を設け、本に親しむ時間を設定し、読解力や思考力、表現力を育成する。また、作文や弁論の取組等、自分の考えを文章で書いたり、言葉で表現させたりする言語活動をより充実させ、コミュニケーション能力の向上を図る。
- (9) 地域人材等を活用した「講演会」を、生徒の発達段階に応じ、定期的・継続的に設定し、実施する。また、地域行事に積極的に参加し、社会的経験のある方から学ぶ。
- (10) 環境教育に積極的に取り組み、地域の自然や環境を守る「校内清掃活動」「落ち葉掃き」等を実施し、人間と自然及び社会の関わりについての学習を深める。

エ 特別活動

豊かな人間関係を築くために、集団生活を通じて、生徒一人一人の個性を伸ばし、自主的・自発的な態度を育てるとともに、人間としての生き方、社会の一員としての立場を自覚させる活動の充実を図る。

(7)豊かな人間関係づくりの基盤を学級と捉え、望ましい人間関係に基づき、安心して生活ができ、一人一人が大切にされる学級づくりを目指す。

(8)学校行事には、目的意識をもって参加させ、集団の一員として、責任感や連帯感を育て、仲間と協力してよりよい生活を築こうとする態度を育成する。

(9)生徒会活動を通じて、自主的に活動する意欲を育て、学校生活の充実・向上を支援する。

(10)地域社会と連携し、地域行事に積極的に参加するなど、幼児、高齢者、障害のある人たちと触れ合う機会等を通し、ボランティア活動を積極的に進め、地域社会の一員としての自覚と社会貢献の精神を養う。

(2) 特色ある教育活動

ア 米国大使館、ノースカロライナ州政府日本事務所の講演会やノースカロライナ州リゴン中学校・イーストチャペルヒル高校との手紙やメール、ビデオレター等の交流を行う。

イ オリンピック・パラリンピック教育を推進していくために、「南中オリンピック・パラリンピック教育プログラム」を活用し、確実に実践をしていく。

ウ 「あいさつの励行」を掲げ、全校生徒が実践できるように、生徒会、生活委員会等の活動、また、部活動においても取り組み、その習慣化を図る。

エ 「地域との連携」を深めるために、消防署、防災防犯課、自治会等と協力して、合同防災訓練を実施する。

オ ボランティア活動を通して、地域との関わりや社会に貢献する態度を育成するために、「落ち葉掃き」や青少協が主催する行事、「みなみちゃんまつり」や「もちつき体験と昔あそび」に学校体制で参加を呼びかけていく。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

(7)「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校いじめ対策委員会を定期的に開催する。年3回ある「ふれあい月間」では、アンケートを実施して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に取り組む。

(8)生徒の問題行動や「不登校」を未然に防止するために、スクールカウンセラーの活用や保護者との連携を強める。

(9)定期的に交通安全指導や避難経路、避難時間を変えた防災避難訓練を実施する。また、消防署や防犯防災課と連携した合同防災訓練を実施する。

(10)生徒理解を深めるとともに、教師と生徒及び生徒間の好ましい人間関係を育て、生徒の自主的な活動を促し、積極的に自己を改善できるように、規範意識を高めながら生徒指導を進める。

(11)基本的生活習慣を定着させ、社会性や道徳性を育成するため、全教員共通理解の下に継続的、計画的な指導に取り組む。

(12)人間関係の基盤である言語環境を整備し、学校生活全体を通して、生徒の言語活動が適正に行われるように指導にあたる。

(13)生徒との信頼関係を基盤として、学校生活のきまりを明確に示し、家庭と連携して時には愛情が伝わる厳しさをもって、指導にあたる。

(14)家庭、地域及び関係諸機関との連携を密にしながら、生徒の実態を把握し、教育相談の機会を設ける。またスクールカウンセラーの協力を通して、いじめ、不登校、問題行動等の実態について、多面的・総合的に把握し、適切な指導や支援を行う。

イ 進路指導

(7)「中学生の職場体験学習」やそれに関連する進路学習を計画的に実施し、望ましい勤労観・職業観を育て、自らの生き方を主体的に考えさせるキャリア教育を実施する。職場体験は、地域社会の協力の下、3日間実施する。

(8)生徒自らの興味・関心・特性に応じて、自らの進路を選択することができるように、計画的・組織的な進路指導を行う。

(9)必要な情報を活用することができるように指導内容・方法の改善・充実に努める。また、進路選択に当たっては、個々の能力・適性や進路希望などに基づいて適切に指導・助言にあたる。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育の充実

- (7)学校不適應などの課題に対応するため、SCやSSWとの連携を強化し、共感的な生徒理解を基盤に、生徒一人一人を大切にする教育が展開できるよう教育相談体制を一層充実させる。
- (8)特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を定期的に実施し、活動を活発化するとともに、「学校生活支援シート」「個別指導計画」、「個別の適応計画書」等の作成、活用や特別支援学校との連携により、個に応じた援助・支援を推進する。

(5) その他

ア 体育・健康教育

- (7)社会人としての積極的な社会参画を目指し、体験的、問題解決的な学習及び自主的・自発的な学習を進め、社会に生きていくための基本的なルールや規範を習得させ、自主・自律的な生活習慣を確立する。また、自らの健康の保持と体力の増進について考える態度を育て、心身ともに健康な生徒を育成する。
- (8)健康な体をつくるために、積極的に運動に親しませる。部活動への加入、運動会、持久走大会の練習など目標を明確にし、意欲的に取り組ませる。また、運動の日常化を推進する。
- (9)「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた体力向上に努める。特に、中学生期に身に付けることが有効である持久力の向上に、持久走大会への活動や「一校一取組運動」とも関連させながら取り組む。
- (10)運動・スポーツに興味・関心が高い生徒が多い本校において、オリンピック・パラリンピック教育を通して生徒の学習意欲を高め、我が国の伝統・文化を深く理解して尊重するとともに、国際理解を深め国際社会で活躍できる日本人の育成を目指す。

イ 食育

- (7)食事の重要性、食事の喜び、楽しさの理解をする。（食事の重要性）
- (8)心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。（心身の健康）
- (9)正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。（食品を選択する能力）
- (10)食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々への感謝する心を育む。（感謝の心）
- (11)食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。（社会性）
- (12)各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。（食文化）

ウ 安全教育

- (7)外部講師を招聘した薬物乱用防止教室やセーフティ教室を実施して、薬物使用や喫煙の危険性、不審者対応、サイバー犯罪等を理解させ、健全な心と体づくりを進める。
- (8)安全指導や避難訓練、引取り訓練等を通して、日常生活での事故防止及び災害に備える心構えと安全を確保する指導の徹底を図る。
- (9)保護者、地域、警察等諸機関と連携しながら、インターネットや携帯電話の使い方をはじめとする情報モラル教育に取り組む。

(1) 年間授業日数配当表

[illegible]

(2) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の年間授業時数配当表

区 分			学 年	1	2	3
各 教 科	必 修 教 科	国 語		1 4 4 (4)	1 4 4 (4)	1 0 9 (4)
		社 会		1 0 7 (2)	1 0 7 (2)	1 4 2 (2)
		数 学		1 4 5 (5)	1 1 0 (5)	1 4 5 (5)
		理 科		1 0 7 (2)	1 4 2 (2)	1 4 2 (2)
		音 楽		4 9 (4)	3 9 (4)	3 9 (4)
		美 術		4 7 (2)	3 7 (2)	3 7 (2)
		保 健 体 育		1 0 7 (2)	1 0 7 (2)	1 0 7 (2)
		技 術 ・ 家 庭		7 2 (2)	7 2 (2)	3 7 (2)
		外 国 語 (英 語)		1 4 3 (3)	1 4 3 (3)	1 4 3 (3)
		小 計		9 2 1 (26)	9 0 1 (26)	9 0 1 (26)
道 徳				3 8 (3)	3 7 (2)	3 9 (4)
特 別 活 動 (学 級 活 動)				4 2 (7)	4 4 (9)	3 8 (3)
総 合 的 な 学 習 の 時 間				5 5 (5)	9 0 (20)	8 0 (10)
総 計				1 0 5 6 (41)	1 0 7 0 (55)	1 0 5 8 (43)
備 考						
ア (1) 週授業数は29時間、1単位時間は50分とする。						
イ 特別活動 (1) 特別活動 通年、毎週月曜日1校時に設定し、年間35時間学級活動として設定する。						